

性的支配と歴史

宮地尚子=編著

植民地主義から 民族浄化まで



大月書店

第二章 国家と戦時性暴力と男性性

—「慰安婦制度」を手がかりに—

田中利幸

1 「からゆきさん制度」から「慰安婦制度」へ

日本帝国陸海軍が、一九三〇年代初頭に中国において当初打ち立てたいわゆる「慰安婦制度」は、一九四一年一二月の真珠湾攻撃後、またたく間にアジア太平洋のほぼ全域に拡大されていった。その結果、慰安婦制度は人類史上最も大規模で組織的かつ暴力的な女性人身売買制度となつた。

日本軍の慰安婦制度の場合、他国の軍管理売春あるいは性奴隸制度と比較して以下の五点において特殊性が見られる。

- (1) 地理的な広範囲性（アジア太平洋全域、女性が移動させられた距離の長さの点でも極めて特異）
- (2) 性的搾取を受けた女性の絶対数の多さ（推定八万～一〇万人と言われている）

(3) 性的搾取を受けた女性の多民族性（朝鮮人、中国人、台湾人、インドネシア人、オランダ人、南西太平洋諸島のメラネシア人など）

(4) 女性に対する性暴力の度合いの激しさと期間の長さ（数年にわたる監禁同様の状態での、しばしば暴力を伴う性奴隸的取り扱い）

(5) 軍指導部と政府による統制（陸軍省、外務省による直接関与）

しかしながら、広くアジア太平洋地域で性的搾取を目的とする大規模な女性人身売買に日本が深く関わったのはこれが初めてではない。一九世紀半ば、徳川幕藩体制の権威が急速に衰えはじめた頃、若い日本人女性が、近隣諸国、とりわけ中国とロシアの売春宿に密売されはじめた。「からゆきさん」と呼ばれたこうした売春婦たちは、当初、島原地域をはじめとする北九州の貧困農村から海外へと送り出されたことは周知のところである。明治維新後、こうした「からゆきさん」の数が急増したのみならず、明治初期數十年の間に、彼女たちの渡航先は東南アジア各地、インド、オーストラリア、ハワイ、米国西海岸、さらには南アフリカのケープタウンにまで及んだ。⁽¹⁾

もちろん、このような「からゆきさん制度」という性サービス輸出産業が可能であった背景には、日本国内各地で長く続けられてきた江戸時代のいわゆる「公娼制度」の存在があり、明治維新以後も基本的になんら改善されることなく維持されてきた売春婦搾取制度が、そのまま「からゆきさん制度」に適用されたことはあらためて詳しく論じる必要はないであろう。⁽²⁾

かくして、すでに日露戦争開戦以前には、北はハバロフスクから南は西オーストラリアのペースまで、西は中國大陸内部から東は東南アジアまで、アジア太平洋各地の広範囲にわたって、日本人経営による売春宿の設置と管理に関わることはなかつた。⁽³⁾

春宿が多数存在していた。ところが、日露戦争の開戦直前に、ロシア領で売春宿を営んでいた日本人経営者のほとんど全員が、戦争を予測してロシアからの引き上げを開始し、開戦後はその多くの経営者が「からゆきさん」を伴つて、日本帝国陸軍が駐留する南満州の都市や町に商売の場所を移した。これが、その後長年続くことになった日本帝国陸軍と性産業の緊密な相互関係の始まりであった。

日露戦争が終結した一九〇五年九月の段階で瀋陽関東地域に在留していた一四〇〇名以上のぼる日本人売春婦の数は、当時の同地域に在留していた日本人一般市民（すなわち非戦闘員）の五四・三パーセントを上めていた。戦時中からこの地域の各地にあつた売春宿が日本軍兵士によって頻繁に利用されながら、性病の蔓延を恐れた軍当局が売春宿の軍人用許可制度をただちに導入し、業者に売春婦の定期性病検査を徹底させた。これが軍当局による海外での軍用売春業への介入の発端であった。同じ規則が中国人売春婦にも課せられ、地域によっては規則遵守を徹底させるため憲兵隊が動員された。またある特定の地域では売春業者たちが自主的に軍専用売春宿を設置したが、一般的に見て、この段階ではいまだ軍当局が直接に売春宿の設置と管理に関わることはなかつた。⁽⁴⁾

この点、日露戦争中ならびに戦争直後に南満州で運営された売春宿は、軍当局による管理を受けたとはいゝ、後の「慰安所」とは基本的にその性格が異なっていた。これらの売春宿は、軍の支配を受けない民間業者が自主的に設置し、軍からは完全に独立した経営を行つていた。また、地理的条件上、実際には民間人の顧客が少なかつたとは言え、軍人専用の売春宿ではなかつたという点でも「慰安所」とは異なつてゐた。この段階で軍当局が管理を行つたのは、性病予防対策の徹底に限定されたものであり、第二次世界大戦中に連合諸国の軍隊が広く行つていた性病予防管理方式と同質のものであつたと言える。⁽⁵⁾

朝鮮の正式な植民地化は一九一〇年に始まつたが、一九二〇年代から数多くの朝鮮人女性が売春婦とし

て「労働周旋業者」によって満州に送り込まれた。これ以降、徐々に、満州や上海の売春業で朝鮮人女性が「からゆきさん」とって代わるようになった。それゆえ、「第二次上海事変」が起きた一九三八年までに、日本の行政機関、軍隊、商業組織がある程度足場を固めていた東北アジアの一定地域においては、慰安婦制度を立ち上げることができるような基盤がすでに出来上がっていたと言える。つまり、この地域にすでに存在していた商業売春組織を軍当局が直接支配し、それを軍専用の性奴隸制度とするために、その既存の構造をさらに組織化し統制すれば慰安婦制度に移行させることができるように基礎がすでに存在していたのである。「からゆきさん制度」は、明らかに女性の人間性抑圧と性的搾取の形態そのものであつた。誘拐や詐欺といった「からゆきさん」獲得の方法自体が明らかに違法行為であり、道徳的な觀点から見てもとうてい正当化できるものではなかった。したがって、この点において、慰安婦制度が「からゆきさん制度」の性奴隸的形態をそのまま継承していたことは、その成立の歴史的背景から考えれば全く不思議ではない。「からゆきさん」の獲得源は、主として日本社会の底辺にある貧困家庭であった。政治的、外交的、軍事的、医療的ななど様々な理由から、軍当局は「慰安婦」の獲得源を日本国内から植民地ならびに占領地域に移し、慰安婦制度を円滑に運営するために軍による女性の直接奴隸化をはかったのであった。

2 性奴隸・社会的死・軍暴力

慰安婦制度設置そのものを人道に反する組織的犯罪とはみなさなかつた。慰安婦による性的奉仕は、外見的には「商業取引」、すなわち性的奉仕と金銭的報酬の等価交換という形をとつた。慰安婦制度が本質的に有している犯罪性と性奴隸化の強制という性質を隠蔽するために、時には無意識のうちに、また時には意図的に、この「商業手続き」が利用されたのである。この「商業取引」においては、性的奉仕を提供する女性の個人的経歴や社会的背景は、売春宿経営者にとっても、「客」にとっても、また軍責任者にとっても全く閲知しない問題であった。換言すれば、軍当局者にとって、女性が売春を強制されたか否か、女性が軍の支配の下で奴隸化されているのか否か、といった問題は関係のないことであつた。なぜなら、女性は、この場合、単なる「性的商品」であり、人間的価値と尊厳をもつ個人とはみなされていなからである。つまり、「慰安婦」は、兵士の性的欲望を満たし、同時に彼らが性病に罹らず強姦も犯さないようにするために、「周旋業者」が提供し、慰安所の経営者が軍の支配下で管理する「商品」であつた。遠隔地に連ばれる慰安婦たちが、しばしば軍の書類の中で「積荷」として取り扱われた事実は、まさに軍当局者たちが慰安婦をどのようにとらえていたかを明示している。

女性を買う客の観点からも、「からゆきさん制度」と「慰安婦制度」には重要な連續性があつた。慰安婦を買う場合、兵士は通常前もつて切符を購入し、慰安婦の部屋に入つてからその切符を慰安婦に手渡して性的奉仕を受けた。この行為によって、兵士は性的奉仕を受けることが合法的な商業取引であると信じた。「お金を払う」という行為を済ませている兵士にとって、実際に慰安所の経営者が慰安婦に適切な額の報酬を支払っているかどうかは、自分の問題ではない。慰安婦が個人的にどのような苦難な状況におかれていようとも、兵士は自分が払った分に相応するサービスを享受する権利があると考えたのである。兵士にとっては、慰安婦は「奴隸」ではなく、商業的に奉仕する義務を彼に負つておる「商業サービス提供

者」であった。もしもそのサービスの内容が自分の期待していたレベルに達していないなら、彼はごまかされたと考え、その結果、慰安婦に自分を満足させることを強要する権利があると考えた。なぜなら、「自分はお金を払った」のであるから。慰安婦への暴力行為が頻繁であった背景には、こうした兵士の思考態度が大きく作用していたと考えられる。この外見上の「商業取引」という欺瞞的観念が、慰安婦制度に対する軍の直接関与という事実を隠蔽し、誘拐や詐欺による女性獲得、売春の強制、性奴隸化、女性に課せられる「借金」など、慰安婦制度の本質にかかる様々な要素を隠蔽したのである。さらに今なお、この同じ欺瞞的観念が、多くの元兵士や「自由主義史観」と自称するグループの学者、さらには首相や外務大臣を含む日本の政治指導者たちをして、慰安婦制度の本質を見えなくさせている。同時にまた、欺瞞的「商業取引」観念から発生する「売春婦」という言葉自体が、元慰安婦であった女性たちをして、自分が慰安婦であった事実を明らかにし、公の場で証言することを、長年の間、躊躇させてきた。

戦後、進駐軍兵士のために設置された慰安婦制度もまた、同様の欺瞞的「商業取引」観念を基に運営されたことは、進駐軍兵士に奉仕した女性たちがおかれれた抑圧的な生活環境と過酷な「労働条件」を検証してみれば一目瞭然である。戦時に日本軍兵士が朝鮮人をはじめとする様々なアジア人の慰安婦に対してとった暴力的な態度と、戦後、米英豪などの進駐軍兵士が日本人慰安婦を取り扱つたそのやり方に驚くべき類似性が見られるのも、したがって不思議ではない。日本軍兵士は慰安婦を「共同便所」と呼び、進駐軍兵士は「yellow stool（黄色い便座）」と呼んで軽蔑した。にもかかわらず、彼らは自分が「cheap whore（安物の売女）」と呼んで蔑む女性の性的奉仕を利用することに少しも躊躇しなかった。すなわち、日本兵にとっても進駐軍兵士にとっても、彼らの観念においては、慰安婦は単なる「性的物体」に変形したものであった。⁽⁶⁾

しかし、女性の性の物販化 (commodification) と非人格化 (de-personalization) は慰安婦制度にだけみられる特徴ではない。それは、女性（まれには男性）が強制されようともされまいとにかかわらず、あらゆる形態の「売春」に共通に見られる普遍的で根本的な特徴である。女性が自発的に売春婦となり客と折り合ひのついた額のお金を受け取った場合であっても、「売春」は通常の商業取引とは性格を異にする。売春婦になるということは、彼女の身体と性が物象化され、非人格化され、物販化されることを意味する。買われた時間内においては、その身体全体が客の所有物となり、その結果、彼女の人格的自律性が剥奪される。すなわち、売春婦は、身体は生きているが、毎回の商業取引行為においては社会的には生きていな商品＝死んだ物体となる。しかしここで矛盾が発生する。その矛盾とは、売春婦に金を支払うことによって、客は人格的自律性を失った人間、社会的に死んでいる人間に、生きた人間であることを要求することである。社会的に死んでいる人間は、しかしながら、個人としての出自も権利も尊厳も剥奪されている。つまり、彼女は、非売春婦である女性に社会的成員の権利として通常与えられている身体的保護と人格的な尊重を、同じように享受することはできない。かくして売春婦は、客に買われている間は、客であるその男性に物理的に支配され従属させられているだけではなく、人格的にも支配されているため、極めて不安な状態におかれれる。この意味において売春婦と（性奴隸を含む）あらゆる形態の奴隸との間には根本的な共通性が存在する。⁽⁸⁾ 日本の慰安婦制度やボスニア戦争中に見られた長期監禁強姦は、しばしば「性奴隸制度」と称されるが、広義の意味での「売春」はどのような形態のものであれ、根本的には「奴隸化」という普遍的性質を共有しているのである。もちろん、同時に、慰安婦制度やボスニアの監禁強姦の場合には、女性の性の搾取と人間疎外が極端な暴力性と残酷性をおびていたという特殊性を忘れてはならない。⁽⁹⁾

広義の意味での「売春」に前記のような普遍性があることは明らかであるが、一方、軍人による女性の

性の搾取はとりわけ広く顕著に見られる現象であり、しかもそれはしばしば強度の暴力性を伴う。したがって、ここで問われなければならないことは、なにゆえに戦争や武力紛争においては、必ずと言ってよいほど女性の性的搾取が急増し、しかもそれが残忍な暴力形態をとるのか、という疑問である。

性行為は人間に肉体的な快感を与えるだけではなく、精神的快感、すなわち、つかの間であれ、現実からの逃避をもたらすという特異な作用を持つ。同時に、性交渉の相手との緊密で情愛のこもった肉体的接觸を通して、自己の存在を再発見し、自己の生命価値を再確認する。したがって、性的快樂は二人の人間が相互に自己の命を深く強く再確認しあう喜びである。飲酒もまた現実逃避を助けるが、生命の存在価値の深い再確認という作用は持っていない。死の可能性と常に直面し、しかも故郷や家族から遠く離れることを余儀なくされている戦争では、したがって、多くの兵士＝男が性的欲望の満足を強く求めることはじく自然な現象である。

戦闘が激しくなり、身の危険が高まれば高まるほど、兵士の性的欲望は高まる。こうした兵士の心理は、次のようなアメリカのベトナム帰還兵の言葉にみごとに描寫されている。

男と女が、つかの間ではあるがしっかりと抱き合ひ、セックスに恐ろしい戦争という現実からの逃避を求める。〈明日はないかもしないから今愛し合おう〉というように、戦争がセックスを強烈なものにするのは、いつ死ぬか分からぬからだ。戦場でどんな武器を持っていようと、最終的に死に打ち勝てる唯一の武器は愛だ。セックスは命の武器だ。発射された精子があたかもゲリラ部隊のように卵子の防御を突き破って侵入していく。この勝利だけが重要だ。戦争はお前を孤独に追いやり、死がお前の耳元でささやく。セックスは、そこからお前を救い出し、孤独を終わらせ、命を取り戻させ

るのだ。⁽¹⁾

したがって、戦場で兵士が女性を強く求めるのは、第二次世界大戦に限ったことではなく、戦争の歴史を鳥瞰してみれば普遍的な現象であることが容易に理解できる。第一次世界大戦で、英國兵士には性欲を減退させるために鎮静剤が配布された。にもかかわらず、例えばルエンに英國陸軍が設置した売春宿には、最初の一年間だけで一七万一〇〇〇人の兵士が訪れた。第一次大戦中に性病にかかった英國兵士の数は四〇万人、英國兵士の数は三四万人という驚くべき数字にのぼっている。英國兵士の疾患者の四分の一以上が性病患者であった。性病治療に英米両国陸軍が費やした費用は膨大なものであったと推測される。どれほど信憑性があるか分からぬが、第一次大戦のヨーロッパ戦線で、最後の一ヶ月間に一兵士が性交渉を持った女性（必ずしも売春婦とは限らない）の数は平均で二五人であったと、あるイギリスの歴史家は推定している。⁽²⁾結論的に言えることは、戦争から発生する様々な問題は性の問題と密接に絡み合っており、性の問題が戦争における兵士たちの行動に大きく作用しているということである。

では、戦争期間中の兵士たちの性行動は、なにゆえに、常にと言つていいほど女性に対する激しい暴力行為という形をとるのであらうか。戦闘で兵士たちが生き残れるかどうかは、敵に対する自分たちの攻撃力と防御力が敵のそれらに勝っているかどうかにかかっている。したがって、自分の命を守るために、敵よりも暴力的にならなければならない。しかし、それは敵にとっても同じことである。そのため、暴力がさらに暴力を強めるという悪循環が起き、その結果、相互に急速に残虐性を強化させていく。一旦戦闘が始まると、兵士たちはこうした心理的悪循環にまたたく間に落ち込んでいく、自分自身を残虐化することによって人間性を失い、そのため敵兵を非人間化する。自己自身の残虐化と敵兵の非人間化は第三者

例えば非戦闘員である民間人、とくに敵国市民の非人間化へと拡張されていく。このような精神的に極めて荒廃した状況の中で、兵士たちは死の恐怖からの逃避と自己生命の再確認のために性交渉を強く求める。兵士は女性を非人間化し暴力で犯してでもこうした欲望を満たそうとする。戦闘で自己を残虐化し他者を非人間化することに慣れた兵士にとって、女性、とりわけ敵国市民の女性を非人間化し強姦することは心理的にきわめて容易なことである。性交渉の相手と密接な肉体接触を通して喜びを分かち合い、人間性を相互に再確認しあうべき手段であるセックスが、ここでは暴力的な非人間化のための手段へと完全に逆転し堕落してしまっている。

女性を肉体的に暴力で支配するという行為は、敵を支配し屈服させるという兵士の欲望を刺激し、同時に満足させる。その女性が「敵に属する女性」である場合にはとりわけそうである。戦争で女性が、しばしば夫や父親、兄弟の目の前で強姦されるのは、まさにこうした理由からである。戦闘に参加している男たちにとって、自分たちに属する女性が敵兵に犯されることは最も屈辱的な行為の一つである。逆に女性を犯す側からすれば、それは敵を自分たちに従属させることを確認させる強烈な行為となる。兵士たちが使う軍用語にしばしば攻撃的な性的意味合いが込められているのも、こうした理由による。例えば、「penetrate enemy territory 敵陣地に潜入（男性器を挿入）する」と言った表現や、日本軍が使ったコンドームの品名「突撃一番」を想起してみればよ。

軍組織は、軍隊内部で兵卒や下士官が常に士官の命令に服従しなければならないという厳格な階級制度によって成り立っている。しかし、敵を支配し従属させることが責務である兵士が、自己の軍隊内では上官の命令＝支配に絶対服従しなければならないという矛盾の中に常にされている。兵隊たちにとって敵を支配し服従させられるかどうかがまさに自分の生死にかかることとなる一方で、上官の命令に対する絶

対服従が戦略上きわめて重要な実戦においては、この矛盾が極度に激化する。この矛盾は兵士の心理に強い緊張感を生み出し、その緊張感は外に向けて暴力を行使することによって発散、解消されることになる。しばしばそれは、「敵」または「敵に属する」とみなされる女性を強姦することによって解消されるが、それは兵士たちを常に支配・束縛している厳格な軍規律からのつかの間の自己解放という作用も持っている。軍規律は、戦闘という無法状態の中では、軍組織外での無規律行動を生み出さざるをえないという必然的な弱点をその内部に抱え込んでいる。士官と兵卒との支配・服従関係が絶対的であればあるほど、また軍規が厳格であればあるほど、軍組織内部での兵士がおかれている従属的立場と敵に対する支配欲との間の矛盾がよりいっそう激烈なものとなる。したがって、当然、彼ら兵士の敵（敵兵のみならず男性民間人と女性も含む）に対する態度はより強く暴力性をおびることになる。アジア太平洋戦争において、日本軍の兵士たちが各地で強姦を頻繁に犯した原因には、日本軍内部の異常なほど厳格で残酷性をおびた階級制度と規律の問題も深く関連していると思われる。

戦時であろうと平時であろうと、強姦の主要な動機の一つに「他者の征服／支配」が挙げられるが、心理学者ニコラス・グロスはこれを「支配欲強姦 power rape」と呼んでいる。この支配欲強姦の動機は、ある強姦者（この場合は兵士ではなく一市民）の下記のような告白で語らかとなる。

俺が犯した強姦では性的な側面は重要ではなかった。誰かを全く助けのない無力な状況に追い込むことが目的だった。相手を縛り上げ、サルベつわをはめ、締め上げるというように、相手が嫌がることを俺がやる。それはまさに俺自身が、自分が嫌がることを社会でやらされてきたと感じたからだ。俺は、本当に、どうしようもなく無力だと感じたからだ。^[13]

グロスの分析によれば、強姦にはさらに二つの類型がある。それは性行動が敵意を深く含んだものとあるという。グロスと彼の研究チームが分析した多くの事例の結果によると、五五パーセントが「支配欲強姦」に分類されるケースで、四〇パーセントが「怒りの強姦」であり、五パーセントが「加虐性強姦」と判断されるものであったという。¹⁴⁾ 戰闘に参加する兵士たちが特に強く感じるのは、数分先の自分の命はどうなるかわからない、自分で自分の命と運命をコントロールできないという非常に不安な「自己無力感」である。多くの兵がそのため「支配力」を渴望し、こうした無力感を克服しようと攻撃的な行動に依拠するようになる。それゆえ性行動が彼らの武器となり、その結果として女性の性が破壊される。しかし、そうした形での女性の支配と性的搾取は、精神的に荒廃し衰弱しきった兵士には、ごく瞬間的な解放しかもたらさない。したがって、兵士は自己欺瞞的で一時的な「支配欲強姦」を繰り返し犯し続けなければならぬという状況に陥る。日本軍兵士やボスニア兵士が、激しい戦闘から帰還した時、「慰安婦」や監禁強姦の対象となつた女性たちにとりわけ暴力的であったという多くの証言は、まさにこうした兵士の精神状態を如実に表している。兵士たちは、自分が自分の運命の支配者であるということを感じるために、自由を束縛され奴隸化された女性をベッドの上で征服、支配したのであった。しかし、すでに述べたように、そのような形で得られる満足は、極めて一時的なものであり、しかも幻想に過ぎない。フィリピンや中国大陸のいわゆる「抗日分子」が多くいたある特定の地域では、「慰安所」の本質、すなわち「支配欲強姦」という側面が赤裸々に露呈された。¹⁵⁾ 日本軍が「抗日分子」の攻撃を抑えることができず、駐留地域を支配できなかつたこれらの地域では、もはや「慰安所」を表面上の「商業取引」で偽装するという欺瞞的……

な形をとることなく、地域の女性を行き当たりばつたりで拉致してきて「慰安所」に閉じ込め、来る日も来る日も強姦を犯し続けた。ここで「慰安所」の様相は、ボスニアの長期監禁強姦と全く変わらない。

戦争で「生か死か」というような危機的な状況におかれ、人間性を失つた兵士たちにとって、「国際法」や「人道に対する罪」といった観念的な法概念は、犯罪防止上ほとんど実質的あるいは効果的な意味を持つない。第二次世界大戦のみならず、ベトナム戦争、湾岸戦争、ソマリアやルワンダの内戦、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、チエチェンなどでの戦争でも、国際法は全く無視され、無数の女性たちが強姦され虐殺された。なぜなら、これまで見てきたように、女性陵辱は、戦争に固有の必然的な側面だからである。女性に対する軍暴力と戦時強制売春（慰安婦制度はその最も極端なもの）を防止するためには、したがつて、軍隊という暴力組織そのものと戦争全般、その両方が内包する本質的な性格を徹底的、批判的に検討しなければならないと考えられる。

女性に対する軍暴力は戦時期に最も頻繁に起きるが、しかし軍人による女性の暴力的性的搾取という根強い傾向は戦時期にだけ見られるものではない。平時においても兵士が性暴力を犯す傾向を強くもつていることは、軍事基地近辺における売春婦たちの実態や一般女性市民の被害状況を調査してみれば一目瞭然である。例えば、一九九二年に閉鎖されたフィリピンのスビック湾の米軍基地に駐留していた米兵による性暴力事件の発生は慢性的な状態にあつたし、沖縄や韓国の米軍基地近辺に暮らす市民にとつては現在も深刻な問題である。沖縄戦では、沖縄の多くの女性たちが米軍兵士たちによる性暴力の被害者となつた。戦後、沖縄の米軍当局は売春業を表向きでは黙認し、実際にはある程度管理していたが、にもかかわらず、米兵による一般女性市民に対する性暴力事件は絶えなかつた。例えば、一九五五年、わずか六歳の女子が嘉手納基地の米兵に誘拐され、強姦された上で殺害されるという事件が起きている。沖縄では、そ

の後、半世紀以上にわたって米兵が犯す性暴力犯罪が止むことはない。⁽¹⁶⁾最も広く知られているケースは、一九九五年九月、三人の米兵が買い物帰りの一〇歳の少女を輪姦した事件である。この事件は沖縄における米軍基地反対運動の大規模なデモを引き起こした。しかし、「なぜ彼らは売春婦を買わなかつたのか、馬鹿な連中だ」というのが、事件を知らされた米軍基地の司令官の最初の反応であった。韓国では一九六七年から八七年の一〇年間に、報告された米兵による強姦事件だけでも七二件あるが、この他に無数の女性に対する暴力事件が警察に届けられている。最もショッキングな事件は、米軍基地のレクリエーション・クラブに勤めていた二六歳になる女性の殺害事件であろう。彼女は一九九二年一〇月に若い米兵に殺されたが、死んだ彼女の身体には一面に強く殴打された痕が残っており、さらに性器には二本のビール瓶と一本のコカコーラ瓶が差し込まれていた。⁽¹⁷⁾

沖縄や日本の他の米軍基地近辺、韓国、フィリピンの米軍基地近辺で働く売春婦たちの中には、ほとんど毎日といってよいくらい米兵の暴力の犠牲者になっている者がいる。ところが、被害者が「売春婦」だということで、メディアも一般市民もほとんど関心を示さない。しかも、米軍基地近辺の性産業は相変わらず続いている、消滅する気配は全くみられない。米国のフェミニスト学者、シンシア・エンロエが軍用売春業の現状分析の結果として述べているように、どこの国も軍隊であるうと、一般に軍組織は、「軍国精神に染められた力強い男」という観念を兵士たちに常に植え付け続ける必要性から、売春婦によるサービスを必要としているのである。事実、兵士たちは、力強い男であることを、そして平時にも仮想の敵に対する支配力をもっていることを常時期待しているし、かつその期待に添うように訓練される。軍隊における「男らしさ」には、「屈強な男」として、当然に性行動において精力的であるどころか攻撃的でさえあることが期待される。したがって、「性的に強い男」であるというイメージを損なわないように、

国家組織が売春業の客＝兵士を守るためになんらかの手段を常に講じているという点で、軍用売春は通常の商業売春とは異なっている。つまり、軍ならびに国家権力は、兵士たちの攻撃性を強化するために、軍管理売春を許容するのみならず、兵士たちに男として精力的に性行動に励むよう助長するのである。したがって、このような観念が軍全体に浸透している限り、いくら軍管理売春を軍事基地近辺で提供しても、兵士による女性に対する性暴力がいつこうになくならないのは当然である。戦時と平時を問わず見られる軍性暴力の根本原因は、国を問わず、どこの軍隊であるうと、「性的に屈強な男らしさ」を強調して止まないこうした軍事イデオロギーの性格そのものにある。

では、こうした「性的に屈強な男らしさ」という観念を強調しない、あるいは持たない軍隊は存在するのであるうか。この疑問に答えるためには、もっと詳しい情報に基づいた入念な研究が必要であるが、抗日戦争で活躍した中国人民解放軍や米軍とその同盟軍と戦ったベトナム軍などの人民解放軍は、戦時期を通して自軍の兵士による強姦を厳しく罰し、性暴力犯罪の抑制に努めていたことを示唆する情報が存在する。中国国民党解放軍にしてもベトナム解放軍にても、その兵士が重大な性暴力事件を犯したというケースは、あつたとしても稀であるように思われる。もちろん、これらの解放軍がおかれている地理的状況からみて、その兵士たちが「敵に属する女性」に遭遇することはほとんどなかつたので、彼らには性暴力を犯す機会がなかつたからであるとも言えよう。しかし、日本が敗戦した直後の満州においては、侵攻してきたロシア軍兵士に強姦されたという日本人女性の証言は多々あるが、中国人兵士に犯されたという日本人女性の証言を我々はほとんど聞かない。さらには、中国とベトナムの解放軍が軍用売春宿を設置したとか、一般的の商業売春婦を多数利用したというような事実もなかつたように思われる。一方、中国国民党軍や南ベトナム軍、アメリカ軍は売春婦を大規模に利用した。

極めて限られた情報による判断ではあるが、武器と物資の面で極端に劣っていた人民解放軍は、その性的品行の面では、敵軍のそれと比較してはるかに自己制御的であり優れていたと考えられる。では、いつたなにが彼らの性的品行をそれほどまでに自律的なものに高め維持していたのであらうか。その答えは、おそらく、他国による軍事的支配、自國の植民地化、侵入してくる軍隊の組織的残虐行為に対する抵抗という共通の目的のために人民が一体となって努力しているという、その全体状況そのものにあると思われる。自分たちが植民地化され軍事占領されれば、その結果どうなるのか、とりわけ女性たちが占領軍によってどのような扱いを受けるのかについては明確な認識を彼らは持っていたはずである。中国人たちは、日本軍兵士による強姦の悪癖をいやといふほど口にしていた。同じように、ベトナム人たちも駐留する米軍兵士による様々な性暴力の実態と文字通り隣り合わせの生活を余儀なくさせられていた。すなわち、意識的にせよ無意識的にせよ、性的搾取と植民地化あるいは軍事占領は相互に深く絡み合っていることを彼らは感知していたと言えるであろう。敵による性的搾取に関する知識と民族解放独立闘争がもつ本質的な性格のゆえに、自分たちの性的行動に性的搾取、性的濫用がないような自発的配慮が常に自然に行われていたのではないかろうか。少なくとも、人民解放独立戦争が続いている間は。しかし、繰り返すがこの点については、さらなる研究が必要である。

3 帝国主義・家父長制国家・性の支配

ある民族による他民族の植民地化、あるいは一人種集団による別の人種集団の従属化は、しばしば支配集団の男性による従属集団の女性の性的搾取を伴つ。例えば、英國によるオーストラリア植民地化の初期

の段階において、アボリジニ女性が白人によって頻繁に強姦され、その結果、アボリジニ女性の間に性病が蔓延した。そのため多くのアボリジニ女性が不妊症となり、そのことがその後のアボリジニ人口の急激な減少をもたらす重大な一要因となつた。⁽¹⁹⁾ 極めて類似した現象を、アイヌ民族の近代史の中にも見いだすことができる。徳川末期に和人が多数本州から北海道に移住してくるようになるや、アイヌ女性の間で性病による不妊症が広がり、アイヌ人口が激減していった。⁽²⁰⁾

植民地化はまた、植民地化された民族の女性を売春婦とする売春業の急激な勃興をしばしばもたらす。日本に植民地化された朝鮮や台湾、英國に植民地化されたインド、オランダに植民地化された蘭領東イングランド（インドネシア）は、数多くのケースの中の数例である。⁽²¹⁾ 政治支配と性的支配がいかに相互連結したものであるかがこうした諸例から分かるが、性的支配は植民地化された民族に長年にわたって、肉体的にだけではなく感情的にも極めて深い損傷を与える続けることになる。かくして、従属集団の女性の性の支配は、植民地行政官が従属住民に対して行使する支配権を最も象徴的に表象するものとして利用される。

日本の満州獲得は、政治支配により性的支配がそれに見合ったものに変更されるという具体例を示している。満州の支配権を日本が得る以前は、満州在住の日本人売春婦は日本人だけでなく外国人の客もとつていた。ところが日露戦争に勝利し、満州支配を確実にするや、日本政府は日本人売春婦が外国人を客とすることを禁止する。⁽²²⁾ 日本人支配者の目から見れば、自分たちの民族集団に属する女性の身体が外国人によって「侵略」されることは、母国が侵略され略奪されることの象徴であり、許しがたいことであった。これは、征服した側が征服された側の女性の性の搾取を積極的に行う、支配する側の心理とはまさに対照的なものである。性的搾取は従属させられた民族の精神に大きな打撃を与える。とくに、征服され従属させられた民族の男性は、精神的に男としての誇りを挫かれ、女性視（＝男として蔑視）され、支配される。

敗戦直後ただちに、日本の政治指導者たちが、やがて上陸してくる連合軍兵士から「大和撫子の純粹」を守るためにと称して、慰安婦＝売春婦を提供しようという政策を打ち立てたが、無意識的にせよ彼らが本当に恐れていたのは、日本人女性の純粹性や処女性の喪失ではなく、自分たちの「男としての誇り」が連合軍によって深く傷つけられ、自分たちが彼らの目で「女性化される」ということであったと考えられる。国民の中でも最も周辺的な場所におかれている、限られた数の売春婦を犠牲にして敵軍に提供することによって、自分たちが「女性化」されるという屈辱をなんとか避けようとしたのである。しかしこの計画はみごとに失敗して、占領軍の兵士たちから日本は「全国が巨大な売春宿」（ある豪州兵士の表現）とみなされたのみならず、とりわけ占領初期には数多くの日本人女性が性暴力の犠牲者となつた。家父長制イデオロギーにどっぷりと染まっていた日本の政治指導者たちにとって、これほど屈辱的な事態はなかつたであろう。

このように、人間の生活で、他者には見せない最も私的で個人的な側面の一つである性行動を汚辱し、それを自分たちの支配力誇示のために暴力的に搾取することで、しばしば軍事帝国主義はその政治的権威の確立と強化をはかるのである。売春と強姦の本質が「奴隸化」であるからこそ、征服した民族全体を文字通り性的支配の対象とみなすことによって、従属民族を「奴隸化」し「支配する」という形態を帝国主義はとるのである。

したがって、逆に、外国による植民地あるいは外國軍による占領に反対する大衆政治的スローガンは、しばしば自国民の「性的純粹性」（＝「犯されていない」「侵略されていない」）を象徴化するような表現形式をとる。例えば、韓国では、米国との軍事安保協定であるSOFAの反対運動で、「我が民族の処女性を守るう」というスローガンが繰り返し使われた。また前述の韓国人女性が米兵に一九九二年に殺害された

事件では、韓国メディアがこぞって米国批判の記事を掲載したが、その折、犠牲者のセックスワーカーである女性は「処女の被害者」として報道された。このように、占領軍兵士による性暴力の国民党象徴的な犠牲者は、すでに彼らに性的奉仕をしている女性であつてはならないのである。彼女は民族的純粹性を表象する無垢な女性でなくてはならない。少なくとも大衆イメージの上では。

フェミニスト学者アリス・ヤングは売春婦が一般的に強いられている抑圧要素として以下の五つを挙げている——搾取、社会的周辺化、権利喪失、文化的帝国主義、そして暴力。⁽²⁵⁾しかし、この五つの要素は売春婦だけに当たはまるものではない。慰安婦制度ならびに強姦にも、これら全ての要素が強度な抑圧性をもつて働いている。慰安婦制度は、実際のところ、強姦が軍事的に強度に組織化され、制度化されたものである。その意味で、すでに論じたように、慰安婦制度は、その本質においては、他のいかなる売春や強姦とも異ならない。しかし、前記五つの抑圧要素の「強度」という点では、確かに異なつていた。慰安婦制度は、そのどの点においても抑圧の程度が極端に強度なものであった。（最近、慰安婦と同じような強度な抑圧を強いられた女性たちに、ボスニア・ヘルツェゴビナの強姦の犠牲者たちが挙げられる。）

慰安婦制度は、また、軍の最高幹部が、その計画立案と実施において国家政府と共に謀して組織化にあつたといふ点においても、他の組織売春とは異なつていた。（この点においても、ユーゴスラビアの軍隊ならびに政府もまた、組織化された性的虐待を意図的な政策として押し進めたように思われる。）無数の朝鮮人、中国人、台湾人、フィリピン人をはじめ多くのアジア人女性とオランダ人女性が軍強姦の犠牲者となり、しかも長期にわたつて強度の肉体的かつ精神的虐待を強いられたという点でも、他のいかなる性的搾取形態とも異なつていた。すなわち、これほど多民族にわたる、これほど多くの数の女性が、基本的人権を奪われ、長期にわたつて「性奴隸化」を強いられたことは、歴史上他に類を見ないと言える。

慰安婦制度の由々しい犯罪性は、戦時に米軍ならびにその他の連合軍も軍管理売春を大規模に利用していたという歴史的事実によって緩和されるものではない。また、広義の意味でのあらゆる類型の売春が、抑圧と奴隸性という根本的な性格を共有するという論理によって、慰安婦制度の犯罪性が弱められるものでないことは言うまでもない。むしろ、そうした普遍的性格が存在する一方で、慰安婦制度においては、強姦と性奴隸化が極端に強度なレベルで行われたという特殊性を強調する必要がある。

私自身を含め、日本の歴史家が、我々の父の世代が犯した国家的犯罪の責任を負うということは、慰安婦の女性たちが強いられた恐るべき非人道的体験の史実をできる限り詳細にかつ客観的に描写するのみならず、日本が民族国家としてそのような犯罪的な制度を成立させていった歴史的過程を批判的かつ体系的に分析しなければならないことを意味する。そのためには、日本の軍隊がそのような大規模な性的搾取体制を組織的に産み出すことを可能にした社会的背景、すなわち、日本の社会政治構造ならびに社会価値体系の分析が最終的には必要であろう。この目的を達するためには、近現代史を専攻とする複数の歴史家（特にフェミニスト歴史家）のみならず、社会学や心理学など多種多様な分野からの専門家で構成された学者集団の共同作業が必要となる。

しかし、歴史家たどっては、その一つの重要な作業は、日本の近代化の歴史過程全体の再検討であると考えられる。日本近代化の過程は、ブルジョワ革命を経ることなく、封建主義から資本主義へと異常な速さで移行したことは周知の通りである。この歴史移行は、幾つかの主要な封建的要素、とくに世襲制度的な社会経済諸制度と家父長制イデオロギーを維持したまま進められた。さらには、資本主義への移行は、近代工業発展のために十分必要な量の資本を蓄積するために、労働搾取、とりわけ女性労働の搾取の上に行われた。これまで日本の歴史家、とくに経済史家は、主として農業、織物工業、鉱山業といった基幹産

業における女性労働者の貢献に分析の焦点を当ててきた。一方、一九五〇年代後半に、高群逸枝をはじめ、ごく少数のフェミニスト歴史家たちが、日本の資本主義形成にとって性産業輸出（この場合は「からゆきさん制度」）が果たした役割についてすでに鋭く指摘していくにもかかわらず、この問題はその後長く無視されてきた。高率の税額が課せられた近代日本の公娼制売春業もまた、経済社会基盤の建設のために政府が必要とした財源確保の上で重要な役割を果たした。食糧と資本の激しい欠乏に悩まされていた第二次世界大戦直後の日本において、占領軍兵士たちに性的サービスを提供して外貨獲得で貢献したのも日本の売春業に従事する女性たちであった。このように、日本の性産業は、明治時代の資本主義発展の初期段階から、その後長年にわたって、国家資本の形成と密接に関連してきた。もちろん、女性労働力と性産業を経済発展のために搾取するという現象は日本に特有に見られるものではないが、女性の性をこれほどまでに搾取してきました国、そして今も「風俗業」といわれる分野で搾取している国は、他には少ないのではないか。我々の父親や祖父の世代の男性をして、性奴隸と密接に絡み合った特異な軍組織を打ち立てることができるような環境を提供したのは、日本の経済社会的・文化的風土であった。したがって、慰安婦制度の研究は、最終的には、日本の経済社会的・文化的風土総体の批判的パースペクティブをその基礎に含んでいなければならぬであろう。同様に、軍性暴力という普遍的な問題の研究は、単に軍事的な分野に限定した研究ではその問題の本質を十分に解明することはできない。それは、普遍的とも言える男性中心主義的な文化風土総体の批判的アプローチを根本的視座に据えていなければならぬ。

注

- (一) 「おひきやねへ」は開いてば、いだれもだれかへの贈り物や恭祝禮文が國内でも海外でも發表せられてゐるが、代表的なものとして、藤崎紀洋『おひきやね』(朝日新聞社、一九七二年)、Jim Warren, Ah Ku and Karayuki-san: Prostitution in Singapore 1870-1940 (Oxford University Press, Singapore, 1993) が挙げられる。
- (二) 公娼制度に関する論文としては、例へば、石井良輔著「吉原——江戸の遊郭の裏面」(中公新書、一九八〇年)、小林雅子著「公娼制度の成立と展開」、女性総合研究会編「日本女性生活史 第二卷 女性」(東京大谷出版、一九八一年)、豊原道代著「娼婦のルーンをたずね——京都、エンドウ町・大阪」(かるがわ出版、一九〇〇年)を参照。
- (三) 藤永壯著「日露戦争と日本による満州への公娼制度移植」、『大阪産業大学論集』第八号(一九九三年)六二一六四頁、参考に森崎和江著『書』(一九九一年)四〇頁。
- (四) 藤永壯前掲論文、六二一六四頁。
- (五) 第一次世界大戦中の東洋諸国の軍隊が広げて行った管理売春は概して起源于防衛管理方針の結果といふにせよ、桂柳Yuki Tanaka, Japan's Comfort Women: Sexual slavery and prostitution during World War II and the US Occupation (Routledge, London, 2002) Chapter 4 'Why did the US forces ignore the comfort women?'を参照。
- (六) 日本軍兵士の慰安婦に対する暴力的な施設は、米英豪などの連続軍兵士の日本人慰安婦に対する態度との類似性は認められることは、桂柳Yuki Tanaka著「ナショナル・ソーシャル・ハッタ」(柳川社、一九九二年)、上野千鶴子著「ナショナル・ソーシャル・ハッタ」(柳川社、一九九二年)、山口千鶴子著「出でし」として、他国軍の軍管理売春には見られない幾つかの要素に慰安制度の特殊性と犯罪性を確認しているのである。上野千鶴子著「出でし」は、「任意性の有無」のみに「決定的な違い」を置いたばかりでなく、「私が商業売春婦を「人権侵害」を歌ひて、女刊を書く存在として差別」してくるところが注目される。

○桂柳が、全ての誤解は概して「任意性」の錯覚や性意識へ読みこだされがちである。

- (一) ボスニア戦争中の慰安強姦の前に「性暴力の実態は開いてば、あれば」、Alexandra Stiglmayer ed., *Mass Rape: The War against Women in Bosnia-Herzegovina* (University of Nebraska Press, Lincoln, 1992) を参照。
- (二) W. Broyles Jr. 'Why Men Love War' in Walter Capps ed., *The Vietnam Reader* (Routledge, London, 1991) p. 79.
- (三) Australian National Archives collection, MP 76 / 3, G 135, 'Sir James Barret, Medical Control Venereal Diseases.'
- (四) Richard Holmes, *Acts of War: The Behavior of Men in Battle* (Free Press, New York, 1985) pp. 95-96.
- (五) A. Nicolas Groth, *Men Who Rape: The Psychology of the Offender* (Plenum Press, New York, 1979) p. 30.
- (六) Ibid., p. 58. 「支那強姦」が、如國の実務所によると、慰安兵の男性犯罪者の性行為の問題は「強姦」である。慰安女の犯罪者の間での性暴力は「性暴力」である。強姦した理由や「女性化」であるとする立場は、性暴力に対する性暴力の問題ではない。性暴力は日本の性文化などに見られる特殊な問題なのであるが、本格的な研究が行われてこなかった。参考に David Heijermans著 *Fear of Favour: Sexual Assault of Young Prisoners* (Southern Cross University Press, Lismore, 1998) を参照。
- (七) 慰安強姦の本質である略奪強姦の具体例を分析した研究や論述も「任意性」の誤解や性意識へ読みこだされがちである。中田米子・大森典子共著「中国・台湾における日本軍性暴力の実態」、林野央共著「慰安婦」・「強制性暴力の実態」(『緑風出版』一九九〇年)、一七八頁、The Task Force on Filipino Comfort women and the Japanese Committee for the Filipino Comfort Women ed., *Philippine Comfort Women Compensation Suit: Excerpts of the Complaint* (Manila, 1993) を参照。
- (八) 沖縄の米軍兵士による強姦の歴史は闇へて、例へば、柳川千鶴著『母難の女たち——女性の人権と捕縛・軍隊』(『西日本出版社』一九九六年)を参照。
- (九) 駐韓米軍犯罪根絶のための運動本部編『駐韓米軍犯罪問題』(青木書店、一九九九年)二二二頁、二二三頁。
- (十) Cynthia Enloe, *The Morning After: Sexual Politics at the End of Cold War* (University of California Press, Berkeley, 1990).

- (22) Henry Raynolds, *The Other Side of Frontier: Aboriginal Resistance to the European Invasion of Australia* (Pen-guin Books Australia, 1981) pp. 70-72.

(23) 医學小説「おとおの医學論」(一七八六年初版本復刻版、北澤道正著、画ヤハタ一、一九〇〇年)「本邦の醫師として日本民族が開いた闇場は、一八一一年から一七八四年の間に、北海道留萌よりむかって人口が大なるトマヒトマヒ民族が開いた闇場は、一八一〇年代半ばより北洋のトマヒトマヒ民族の間で最も盛んとした闇場の、一〇は確実だ。」

(24) Ronald Hyam, *Empire and Sexuality: The British Experience* (Manchester University Press, Manchester, 1990); John Ingleson, 'Prostitution in Colonial Java' in D.P. Chandler and M.C. Ricklefs eds., *Nineteenth and Twentieth Century Indonesia: Essays in Honor of Professor J.D. Legge* (Center of Southeast Asian Studies, Monash University, Melbourne, 1986).

(25) 摂氏社註釋編、「十九一八年」回。

(26) 田嶋記録、p. 131.

(27) 田嶋記録、Chapters 5 and 6.

(28) Iris Young, *Justice and Politics of Difference* (Princeton University Press, Princeton, 1990) p. 64.

(29) 画籍選択権「女性の歴史」ト巻(識談社文庫、一九七一年)四三一四三頁。出典、この手の本は複数はたゞ日本女性の歴史である。田嶋記録をもつてゐる若井の女性史研究家による研究成績が増えてゐる。例へば、その代表的なものとして、農田金之助『女性の歴史』(K-1)五章(一九八八年)が挙げられる。